

基調講演

核兵器と国際秩序

21世紀における核兵器の役割¹

モートン・H・ハルペリン²

広島と長崎の惨禍から、世界は核兵器の使用について驚くべきモラトリアムを経験している。核兵器のない世界が実現し、核兵器の使用が不可能になるまで、このモラトリアムが続くことは、地球上の全人類にとっての利益であろう。私自身も参加したペリー＝シュレジンジャー委員会が指摘する通り、「将来におけるいかなる核兵器の使用も、世界秩序に破滅的な変化をもたらさきっかけとなるであろう。核戦力を増強あるいは自前で核兵器を入手できる国は、それを実行に移そうと思うようになる。こうして、核拡散は加速化し、63年間守られてきた、通常兵器と核兵器とを分ける一線は消滅してしまう……明らかに、この不使用の伝統を守ることは非常に重要である」。

同委員会が指摘するように、核兵器保有国は、これまで他国による核兵器使用を阻止するという目的以外に核兵器の有効な使い道を見つけていない。非核兵器国との戦争においてすら、核兵器を利用して勝利を決定的なものにできた核保有国はいまだかつてない。委員会の最終報告書から引用すると、「少なくとも4つの戦争において、核保有国は核兵器を一つも保有しない国との戦いで敗北またはこう着状態を受け入れている（朝鮮戦争、ベトナム戦争、ソ連のアフガニスタン戦争、中越戦争）」。

核保有国が核兵器を使用またはその威嚇すらせずに、敗北またはこう着状態を受け入れたのは、核兵器を使えば世界は徹底的に悪い方向へ変わってしまう

¹ 本論はアーノルド・カンターとジェフリー・ルイスとの共著による複数の未刊の論文に依拠している。私に多くの示唆を与え、それらの著作の利用を許可してくれた両研究者に深く感謝する。カンター氏は2010年4月に他界した。本論をカンター氏に捧げ、米国の健全な核政策構築に対する同氏の多大なる貢献をしのぶものとしたい。

² 筆者は、ケネディ、ジョンソン、ニクソン、クリントン政権下の国防省、国家安全保障会議(NSC)、国務省において、核問題と日米関係を担当。現在はオープン・ソサエティ財団(OSI)の上級顧問とニューアメリカン財団(シンクタンク)核戦略作業グループの共同委員長を兼任。また、「米国の戦略態勢に関する議会委員会」の委員。核政策と日米関係に関して多くの著作や論文を執筆。

10 主要国の核政策と21世紀の国際秩序

と認識したからだけでなく、戦局を左右するために戦場で使用する有効な方法が見出せなかったという理由もある。核兵器が実は「兵器」ではなく、戦場での価値はゼロであり抑止力としても有効に使えないことを、すべての核保有国が認識し始めているのである。

さらに、核兵器の増強によって多くの国が期待するほど地位や威信は高まらない。イスラエル、インド、パキスタン、そして今では北朝鮮が、核兵器が実際の安全保障上の脅威に対処する上で殆ど役に立たず、他国との交渉においても実質的な優位性を何らもたらさないことを相次いで思い知ったのである。

21世紀における核兵器の実際の役割は、核兵器がテロリスト集団または不合理であるにもかかわらず核実験を強行したような無責任な国家の手に落ちない限り、60年間にわたるこれまでの核時代と変わらないと思われる。したがって、米国の2010年「核態勢の見直し(NPR)」の結論にあるように、我々の共通の目的は、核兵器のさらなる拡散を阻止することとなる。直近では、イランの核兵器取得を阻止し、北朝鮮に小規模であっても核戦力を放棄するよう説得することが課題となっている。加えて、核保有国同士の関係を構築し、意図せざる、あるいは事故による核兵器使用のリスクを低減することが共通の目的となっているのである。

このプロセスの一つの重要なステップが、核保有国による宣言政策の導入である。これにより、核保有国は潜在的な敵対国または自国の軍隊において、核兵器を使用または威嚇に使用する可能性が高いと見られる立場に陥ることを回避することができる。同時に、米国は少なくとも、潜在的な敵対国を刺激することなく、米国の抑止力に依存する国々を安心させるような宣言政策をとる必要がある。

これらの目的を達成するために、核兵器国は、自国の保有する核兵器の唯一の正当かつ有効な役割が他国による核兵器の使用を防止することであり、それらを使用する必要が無いことを確実にすることにあるという認識を明確にしなければならない。それには、核保有国は核兵器の使用によって他国を威嚇するような行為を明示的にやめる必要がある。その実現に向けて、すべての核保

有国は、他国による核兵器の使用を抑止するという目的のみのために核兵器を保有していることを明らかにすべきである。国連安保理の常任理事国5カ国——これらは核兵器不拡散条約（NPT）で定義される「核兵器国」である——は、NPTとの関連において、消極的・積極的安全の保証を再確認すべきである。具体的には、米国がNPRで示したように、NPTを遵守する加盟国であれば、核兵器の使用または使用の威嚇を行わないことを公約すべきである。さらに、そのような国が核兵器の使用またはその威嚇にさらされた場合は、いかなる国であれ支援するという公約を再確認すべきである。

NPRの中で米国が発表した、改訂された消極的安全の保証（NSA）は次のようになっている。

「米国はNPTに加盟し、核不拡散義務を遵守するいかなる非核兵器国に対しても、核兵器の使用やその威嚇を行わないものとする」

これはイランのような非核兵器国が核兵器を取得し使用しようとした場合には、武力による報復を行う権利を残したものとなっている。これは、米国がNPTを重視していること、またそれ故に、2010年のNPT再検討会議に向けて外交的影響力を強化する意図を持っていることも浮き彫りにしている。さらに、各国が良好なNPT加盟国であり続ける、またはそうした状態に復帰するインセンティブを強めるものでもある。

こうした宣言を行った米国は、さらにP5（5大核兵器国）と呼ばれる常任理事国5カ国間で、NPTを遵守している加盟国に対する消極的安全の保証と、いかなる出所からであれ核の脅威にさらされる加盟国の安全を守るために国連安保理において協力するという積極的安全の保証とを組み合わせた合意を模索すべきである。

米国の宣言政策は、従来、大統領が核兵器を使用する条件に焦点を当てていた。この政策は、核兵器が使われる条件に関する「計算されたあいまい性」を特徴としている。すなわち、核攻撃への応戦が唯一の条件ではあるが、他の大

量破壊兵器（WMD）による攻撃または通常兵器による大規模攻撃に対する報復に使われる可能性も残している。

「計算されたあいまい性」の利点は、ペリー＝シュレジンジャー委員会が指摘するように、「潜在的侵略国の意識の中に侵略行為に対する米国の反応に関する不確実性をもたらし、これにより潜在的侵略者の自制心と警戒心を強める」ことにある。計算されたあいまいさがどの程度抑止力を強化するかは定量化できないが、一部の核兵器以外の脅威に対する抑止力は強化されるようである。

ただし、その欠点として、核兵器の有用性——したがって核兵器の魅力も——を高めてしまう点がある。そのため、これは、核兵器への依存を低下させるとした、オバマ大統領の公約にまったく矛盾することとなる。また、NPT加盟国が2010年5月の再検討会議に向けて準備を進める中で、米国の不拡散努力に対する信頼を揺るがしかねない。

「あいまい性」を完全に拭い去ることは（「実存的抑止」のため）困難であり、またおそらく賢明でもない。しかし、米国が核兵器を使用する条件に焦点を当てた宣言政策から、核兵器を保有・維持する目的に着目したものに移行する利点はかなり大きい。したがって、米国の宣言政策も以下の文言を含むよう修正されるべきであろう。

「米国は、自国、自国の軍隊、友好国、同盟国に対する核攻撃を抑止、そして必要な場合それに対処する目的のみのために、核兵器を保持する」

大統領とその補佐官は、この声明の意味するところについて詳細に説明することを避け、これを米国が核兵器を保持する理由に関する事実を述べたものとして位置付け、核兵器を使用する可能性のある仮定のシナリオについての議論には関与すべきではない。

このようなアプローチには、大きく分けて、以下の3つの利点がある。

- このような宣言は、核なき世界の実現を目指すオバマ大統領の公約からみて合理的であり、むしろ当然の帰結といえる。米国が核なき世界の実現を

目指すとする声明には、想定される核兵器以外のいかなる脅威に対しても、核兵器という手段に訴えることなく対処する用意があるという意味合いが暗黙裡に含まれている。

- この宣言は、米国の核兵器、インフラ、運搬手段の近代化に関わる計画がすべて核兵器の安全、保全、信頼性を目的として行われることを強調するものとなる。したがって、米国が地下深くに存在する施設を破壊するといった、新たな軍事目的のために新兵器を開発しないことが明確になる。
- 想定外の脅威に対する核兵器使用を放棄しないことを明言しないことにより、この宣言は、核保有に必ず付随する「実存的抑止」を損なわずに、武力による報復を行う権利を守る。

米国は、核兵器使用の可能性をめぐる声明を出す上で、他の核兵器国以上に慎重になる必要がある。なぜなら、日本をはじめとする多くの非核兵器国が、周辺国が自国に対して核兵器を使用またはその威嚇を行うのを思い止まらせる上で、米国の核抑止力に依存しているからである。

このことに関して、オバマ政権はNPRで以下のような立場を述べている。

この安全の保証の対象外である国——核保有国または核不拡散義務を遵守しない国——に対しては、通常兵器または化学兵器・生物兵器による自国または同盟国または友好国への攻撃を抑制する上で、米国の核兵器が依然として役割を果たすような事態が生起する可能性がわずかながら残っている。したがって、現時点では、米国の核兵器の「唯一の目的」が自国または同盟国または友好国に対する核攻撃を抑止することにあるとする、普遍的政策をとる用意はまだできていないが、このような政策が安全にとられるような状況を作るべく努力する。

さらにNPRでは、極端な状況に限って、自国や同盟国、または友好国の重要な国益を守る目的での核兵器の使用を検討するとしている。これは重要な一歩である。

米国の核による保護に依存する国に対する核の脅威には、核兵器を用いて対処する用意があることを明確にすると同時に、米国は核兵器が完全に廃絶されるまでは安全、確実で、かつ信頼できる核抑止力を維持すべきである。

しかし、いわゆる核の傘の信頼性は、米国の核兵器の構成よりは、むしろ米国とその核の傘の下にある国々との政治的関係に左右される。核の傘が提供する保護の範囲や抑止力の信頼性を維持するために必要な行動について、米国の核の保護下にある各国と米国との間で十分かつ率直な協議が行われるべきである。米国はそのような対話をNATO諸国と何年にもわたって続けてきた。しかし、日本などの他の国々との対話の経験は比較的限られている。ペリー=シュレジンジャー委員会は、日本政府の同意を前提に、米国がNATO諸国に対して行ってきたのと同様に、日本とこれらの問題を徹底的に協議することを提言した。NPRの承認に至る時期に合わせてそうした試みが行われたのである。

米国の核兵器は、核の脅威を確実に抑止するに十分なものと認識されねばならない。同盟国を確実に安心させるためにも、米国はロシアと対等と見なされる核兵器を維持し、また、中国に対しては大幅な数的優位を維持する必要がある。しかし、信頼性の高い抑止力を有する上で、拡大抑止の役割を担う特殊な兵器システムや米国領土外への核兵器の配備が必要となるわけではない。冷戦時代、米国は欧州とアジアの防衛拠点の前線に、非常に短距離のものも含めて莫大な数の核兵器を保持していた。ソ連崩壊を受けて、これらの核兵器はすべてアジア地域の艦艇（原子力戦略ミサイル潜水艦を除く）や基地から撤去された。欧州に存在する核兵器の数もかなり大幅に削減された。これらの動きが核兵器への依存の低減を図り、NPTにおける義務を果たすとした米国の公約を後押しする結果となった。また、これらが拡大抑止の信頼性を損ねた気配はまったくない。

米国は、アジアにおける米国の核の傘の信頼性を確かなものにするために、核搭載トマホーク対地攻撃ミサイル（TLAM/N）などの「戦術的」な核兵器の運搬手段を再配備すべきという意見が最近になって出てきている。TLAM/N

の退役によってアジアにおける核抑止力が低下したことを示す証拠はなく、米国のミサイルや爆撃機が十分かつ効果的な抑止力をもたらさないと考える理由はない。実際に、日本の鳩山新政権は2010年初めにそのような配備を望まないことを明確にしており、米国もまたNPRの中でTLAM/Nを予定通り退役させることを発表している。

欧州では、大陸に残存している米国の核兵器を撤去する協議を始める時期にきている。それに向けて、また欧州における核兵器の安全性を確保するためにも、これらを1、2箇所の米軍基地に集約すべきである。完全な撤去は来るべきNATOの核見直し作業を待つことになる。NPRもこの問題では見直しにおける協議及び決定を待つとしている。

戦略核兵器システムを段階的に廃止することで米国は危険なまでに核兵器への依存を低下させていると懸念する専門家もいる一方で、不必要な即応態勢を解除することで米国として核兵器への依存を低減したことを明示すべきと主張する者もいる。

冷戦時代、米国とロシアはいずれも戦略核戦力のかかなりの数を命令があれば数分以内に発射できるよう配備していた。今日もなお、米国とロシアは多数の核兵器を日常的に警戒態勢におき、米国の大統領はいまだに例の「核のフットボール」を常に持ち歩いている。「青天の霹靂」のような大規模攻撃を受ける危険性は大幅に削減されたにもかかわらず、である。

大規模な核戦力を警戒態勢におく政策は、核の安定性——とりわけ危機における安定——に関するリスクが多少高くなっても、抑止力を最大化するという決定に起因する。冷戦の状況下ではまったく当然の選択であった。しかし、現在の状況では、いかに米国の核戦力を配備、運用するかを見極める上で、抑止力の必要性と安定性との間に新たな均衡を見出す必要がある。

米国は冷戦中に事故、未承認の使用、誤算のリスクを最小限にする精巧なシステムを構築した。もう一步で事故となる「寸前の事態」もいくつかあったが、これらの措置が非常に効果的であったことは（明らかな理由から）認めなければならない。今日も、少なくとも米軍に関しては、このようなリスクは非

常に低いままとなっている。とはいえ、意図せざる核兵器の爆発がもたらしうる結果を考えると、米国は現行の指針と手続きを見直すことで、目下の地政学的環境に合致した信頼性の高い抑止力を維持しながら、こうしたリスクを可能な限り最小に抑える必要がある。

ロシアに関してはそれほど楽観視できない。ロシアは米国以上に高い割合で戦略核兵器を警戒態勢においているだけでなく、早期警戒システムと指揮統制システムの両方に関して問題が発生したことはよく知られている。オバマ政権が統合情報交換センター（JDEC）で試みようとしているように、これらの問題に直接取り組むことは明らかに米国の国益にかなう。

米国がどのように核戦力を配備するかはロシアの決定をも左右する可能性がある。第一に、米軍の大規模な核戦力が即応態勢にあることは、米国の攻撃に対するロシアの恐怖を増大させる。それゆえ、ロシアの首脳部は、何らかの形で自国の脆弱性を高めるような措置をとってまで、核の安定性を向上させることに対して消極的である。第二に、仮に安定性の向上に向けた措置についてロシアと正式に合意するのが現実的でないにしても、米国の行動に応じてロシアが核態勢を望ましい方向に修正する可能性はある。いずれにしても、米国の大統領としては、危機においてロシア側が置かれた時間的制約によりもたらされる不安定な状況に——大統領本人が同様の制約下でない限り——より対処しやすくなる。

米国の戦略核戦力の即応性を無原則に低下させることは、安定性の向上に向けてこれらの戦力を再配分する上でとるべき最善の道ではない。このような措置は、危機の際に米国が警戒態勢のレベルを上げ始めた場合、かえって緊張が高まることもある。それよりはむしろ、米大統領は自らが望む選択肢に関して軍に指示を与え、そして可能な限り、危機の際に両国が意思決定に使える時間的猶予を増やしたい意向であることをロシアの首脳部に伝えるべきである。

冷戦期には、米国は厳しい時間的制約の下で実施されうる、事前に計画された選択肢を増やすことで、核兵器使用に関する大統領の自由度を拡大しようと努めた。しかし、これらの選択肢は、迅速な発射を想定し常時警戒態勢に置か

れた核戦力を用いたものであり、したがって実際には報復攻撃を開始する上で大統領に相当の時間的プレッシャーをかけるものであった。大統領が置かれる状況は現在もさして変わっていない。

しかし、今日の地政学的環境において大統領に対応する上でのタイミングと方法の選択において猶予を与えることは、極度の時間的制約下で死活的な決断を下す必要性を最小限にし、個々の状況に応じて調整可能な攻撃計画を策定、実施することを意味する。具体的に、大統領は以下のような指針を示すべきである。

- 戦略的安定性と危機における安定性を最大化するために、核兵器の発射を許可する前に、いかなる攻撃であれ、その事実、規模、出所を確認するのに最大限時間をとる意思があること。
- 米国の核戦力が発射までに数日間ないしそれ以上留め置かれる想定に基づき、多岐にわたる有効な選択肢に加えて、軍に対して個々の状況に応じた選択肢を提示するよう軍に求めること。
- 大統領が敵による核攻撃を確認して数時間ないし数日経ってから核兵器使用を命じるという前提で米国の核戦力が配備、運用されるべきであること。

大統領はさらに踏み込んで、「迅速な報復」に向けた一つないし複数の事前に計画された選択肢を出すことを求める現在の要件を明示的に撤回すべきである。このような命令は、核危機における大統領の自由を奪う、米国に対する核攻撃の効果を高めかねない、といった理由から、政治的焦点となる可能性がある。他方、こうした命令は、核兵器が使用されるリスクを無くそうとする大統領の決意を示す強力なシグナルとなり、核兵器の応酬の引き金となるような誤算ないし事故を防ぐという共通の利益のためにも、その例に倣うようロシアを説得する材料となる。

このように指針を改定することによってもたらされる重要なメリットは他にもある。例えば、大統領が核攻撃から数時間ないし数日経ってからでしか核兵器使用を命じないとの前提で米国の核戦力を配備、運用するよう指示すれば、戦略軍司令部（STRATCOM）に大統領が正確に特定する目的に応じて対応

を調整する猶予を与えることにより、大統領がいくつかの事前計画オプションから対応を選択する必要性が低下する、そして場合によってはその必要性がまったくなくなる可能性もある。また、現在の米国の核戦力に課されている運用上の制約をある程度緩和するものと思われる。例えば、米国の弾道ミサイル搭載型潜水艦が「緩やかな警戒」態勢で運用されうる期間を増やせば、数時間以内のミサイル発射が可能でありながら、他の任務に向けて乗組員を訓練することも可能となる。迅速な報復の条件が撤廃あるいは緩和されれば、海軍としてもそれに応じて、潜水艦との通信方法のさらなる見直しを検討する可能性もある。

オバマ政権は、早期警戒情報の共有に関するJDECへのコミットメントを改めて表明するなど、ロシアを安心させる施策を既にいくつか実施している。これらの施策を基に、オバマ政権はロシアの首脳部に対し、大統領の改訂指針がもたらす全体的な影響について説明し、ロシアの戦略態勢についても同様ないし相応の修正をするよう提案すべきである。また、両国の戦略原子力潜水艦(SSBN)——そしてロシアの移動式大陸間弾道ミサイル(ICBM)——の運用に関する補完的な信頼醸成措置を二国間で検討することも可能である。NPRはこれらの問題についてさらなる検討を指示している。

他国による核兵器の使用を抑止する以外に核兵器の保有から利益を求めないとする公約を尊重するためにも、世界の核兵器の大部分を保有するロシアと米国は、配備中の戦略兵器及び運搬手段を制限する、拘束力を有する検証可能な合意を再構築する必要がある。まさにこのような条約が両国間で締結されたばかりであるが、これが2010年末までに両国政府によって批准され、発効するのが望ましい。ペリー＝シュレジンジャー委員会の提言に基づき、同条約は、拘束力のある制限と検証のプロセスを再構築しながらも、配備される兵器と運搬手段の両方に関して比較的緩やかな削減しか実施しない内容となっている。米国の核兵器関連施設の近代化に向けたオバマ政権の公約もあって、米上院は圧倒的多数でもって同条約の批准に同意すると見られている。

さらなる核兵器の削減は、配備されていない核兵器だけでなく、戦術核兵器

も対象に含めたい米国の思惑と、ミサイル防衛に関する保証を得たいロシアの思惑もあって、合意することがはるかに困難であろう。

同時に、ロシアとの二国間交渉と並行して、米国は他の核保有国とも協議を開始すべきである。第一のステップとして、相互に核戦力の規模を公開し、(存在すれば)配備中の核兵器の規模を明らかにし、数をこれ以上増やさないことを約束すべきであろう。ロシアと米国の間で交渉された核兵器の削減が他の核保有国の水準に近付けば、他の核兵器国も透明性の高い方法でもって削減することに同意する必要がある。

さらに、米国は一日も早い包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准に向けて動き出すべきである。オバマ大統領は、条約への支持を表明し、その批准に向けて上院の同意をとりつける決意を表明することで、重要な最初の一步を踏み出した。条約への反対意見が多く残る中、上院で必要な67人の賛成票を得るために、オバマ政権は条約がもたらす利益を、NPRで新たに確認された、当面は核実験を再開しないとする米国の決定に鑑み、全力をもって説明しなければならない。この努力を後押しするために、オバマ政権は一方でP5の枠組みで、もう一方でロシアとの二国間の枠組みで、2つの補完的理解ないし合意をとりつけ、条約への反発をある程度緩和すべきである。合意を得るまでに一定の時間を要すると考えられるため、たとえ上院におけるCTBTの審議がまだ先のことであっても、ロシア以外のP5との交渉は今から開始すべきである。米国政府が目に見える形でCTBT批准に向けて動き出していることは、仮に批准が会合前に実現しなくても、NPT再検討会議の成功を後押しするものである。

条約に反対あるいは懐疑的な意見を抱く者(ペリー=シュレジンジャー委員会の一部委員を含む)は、CTBTに関して以下のような疑念を述べている。

- 条約が検証不可能なことについて。爆発を「分離(デカップリング)」する高度な技術を使えば、ロシアが数十トンないしその数倍の規模で軍事的意義のある核実験を行うことができる、と一部の反対者は主張している。
- 米国とロシア(もしかすると他の核保有国も)は、あらゆる核爆発を禁止するとする条約の中核をなす義務に関して異なる解釈をしている。とく

にロシアは水爆実験が許容されるものと見なしている。

- 条約が発効するにはエジプト、インド、イスラエル、パキスタン、北朝鮮などの国の批准も必要なため、真に包括的な核実験の禁止が実施されるには、まだ多くの年月を要する。その間、(仮に批准すれば)米国は必要となった場合でも、核実験を再開することがほとんど不可能となる。

これらの反対意見は条約を拒否する確固たる根拠とはならないが、これらを強力な理由と考えるものもある。とくに一部の上院議員は過去に同様の理由で反対を表明していたが、これらの懸念さえ解消されれば条約批准に賛成する可能性も出てきている。彼らの同意を得るため、オバマ政権は上記の懸念を解消する方策を検討しようとするかもしれない。

米国はP5とロシアとの二国間の2つの経路でそれぞれ合意を模索する必要がある。そうすることで、米国内の反対派も、オバマ政権が1999年の批准が頓挫する原因となった条約の欠点を解消したとして納得するであろう。これらの合意は議会の同意を必要としない「共通理解 (Joint Understanding)」の形をとってもよい。あるいは議会への提出が必要なより正式な合意にしてもよいであろう。

この試みは、とりわけ以下の3つの役割を果たすことになる。

- 条約が臨界前核実験(核爆発は起きない)は許容する一方、水爆実験(核爆発が起きる)についてはこれを禁止していることを、少なくともP5間で確定。
- (禁止された水爆実験との区別がつきにくい) 臨界前核実験の検証手続きの改善に向けた追加的措置の提供。
- エジプト、インド、イスラエル、パキスタン、北朝鮮などの「批准の困難な国家」による批准を待たずに、P5とその他賛同する国々で条約を暫定的に発効させるための規定の提供。また、上記の国家の批准を確実なものとするためにP5で協力することも確認。

第一と第三の役割は、P5の合意に取り入れることも可能であり、また、そうすべきである。検証に関する懸念の解消はより複雑なものとなる。P5の合意に補完的な検証措置を含めるのは明らかに利点がある。合意を一本化できれば、それだけ上院に対して説明がしやすくなり、また承認が必要な場合も同意が得やすくなるかもしれない。ただし、CTBTに反対する者は、中国が核実験場に関して条約外での追加的透明性措置を受け入れる公算が低いことを主な理由として、追加的な検証措置をP5に盛り込まないよう主張し、条約の履行が十分に検証されるかどうかについて新たな疑問を投げかけるかもしれない。

これらの要素を考慮すると、米国とロシアの二国間で補完的な検証措置に関して別途交渉する方が戦術的に有利という結論にたどり着く。第一に、検証に関する懸念の核心にあるのは、ロシアであり、同国が合意を履行しない可能性である。ロシアをめぐるこうした懸念を解消することが必要であり、それさえできれば、条約の検証規定の欠点とみなすものについて懸念を示す消極派も批准に同意するかもしれない。第二に、同じ内容の合意であってもP5よりは二国間で交渉した方が容易である可能性が高い。ロシア政府としても核実験場に関する追加的な透明性向上措置に関して合意する用意があることを関係者が明らかにしている。

CTBT発効に向けて、米国は他の国と協働して、核分裂性物質の生産停止（カットオフ）に向けた真剣な交渉を開始すべきである。本論に述べる施策が合わせて実施されれば、私たちが核兵器のない世界の実現に向けて歩み出そうとしている中で、核兵器への依存を減らすという米国や他の核兵器国の約束も履行され、また同時に、核による保護を他国に提供するという米国の義務も果たすことができるのである。